

年収の壁突破・賃上げをサポート！

～活用できる助成金等の支援策のご案内～

山口県最低賃金は、本年10月1日以降、時間額979円に引き上げられる予定です。引上げの影響を強く受ける中小・小規模事業者に対し、以下のとおり支援策をご用意していますので是非ともご活用ください。

年収の壁突破を支援する助成金

社会保険適用時処遇改善コース

キャリアアップ助成金

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対しても、本助成金を活用できます。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当(標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可(併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定(賃金テーブル等)を増額改定する場合、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)を併用することもできます。

<例>パート従業員全員(40人)の時給を**5%UP**(例:1,000円→**1,050円**)させる場合

- 新たに社会保険に加入するパート従業員 8人
 - うち、労働時間を延長できる 3人 ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい 5人 ▶ 5%賃上げ ▶ **賃金規定等改定コース**
- 既に社会保険に加入しているパート従業員 32人 ▶ 5%賃上げ

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

○賃金規定等改定コース(1人当たりの助成額)

	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

【手続き】

- キャリアアップ助成金を受けるには、**取組を開始する日の前日までにキャリアアップ計画書を管轄労働局へ提出してください。**
- 取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

賃上げに向けた生産性向上等の取り組みを支援する助成金

業務改善助成金とは？

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

【注意点】

地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。

お問い合わせ先

○ キャリアアップ助成金の詳細については、
山口労働局 職業対策課（083-995-0383）へお問い合わせください。



社会保険適用時
処遇改善コース

○ 業務改善助成金の詳細については、
業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へお問い合わせください。



業務改善助成金

業務改善助成金の活用事例

○電動昇降用モーターベッドの導入による従業員の身体的負担軽減

企業概要 [従業員] 7人 [事業概要] 介護

背景

低床ベッドでの介助による作業の非効率

低床ベッドでの患者の介助時に、しゃがみ込みをする必要があり、従業員への身体的負担が大きく、作業時間も通常のベッドよりも長時間化していた。また、こうした作業負担の重さを理由に離職者が発生していた。

取組の内容と成果

従業員の身体的負担を軽減

○設備内容

電動昇降用モーターベッドを導入し、ベッドの移動や方向転換の操作性が向上した。患者の体位変換や排せつ等に要する介助時間が削減された。

○成果

介助業務時間が短縮され、身体的負担も軽減されたため、従業員の職場環境に関する満足度が向上した。また、従業員の離職防止にもつながっていると感じている。患者によっては、手動ベッドへの入居が厳しいことがあったが、自動ベッドの導入によって、患者を受け入れられるようになり、満床が実現された。

賃金引上げ実績

【利用したコース】

90円コース

【引上げ労働者数】

7人

事業場内最低賃金を
1,040円から1,130円
へ引上げ

改善のOnePoint

従業員への身体的負担の観点も考慮した業務改善を行っており、業務効率化だけでなく、離職防止、患者の受入れ増にも繋がっている。

「業務改善助成金」に係る問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）までお願いいたします。